

三、他校教員の参加

学校訪問はかねて当該地区（県北・県南・会津・石城・相双）新任教員の研修の機会とする。従つて各学校においてなるべく新任教員を参加させられたい。

四、実施事項

1 他校教員参加の場合

(午前)

授業三一四時間

○なるべく全職員が行うように計画すること
○一校時には訪問者の授業参観は行わないで学校側と訪問に關する打合せを行なう

ロ ホーム・ルーム（ロングタイム）一時間

○授業中適当な学年または学級について行なう

(午後) イ 教科ごとの研究協議（二時間）

ロ 学校運営に関する研究協議（一時間半）

○学校運営の反省と努力目標についての説明（三十分）

各学校の運営の反省とさきに示した「昭和三十二年度学校教育指導上の努力事項」とにもとづき設定した

○訪問者の助言（三十分）
○学校管理経営・学力の充実・生活実績を各分担に従つて説明する

○訪問者の助言（三十分）
○学校管理経営・学力の充実・生活指導・教職員の資質の向上について

○資質および懇談

2 他校教員の参加しない場合

午前一の場合におなじ

(午後)

○学校運営に関する研究協議（二時間）
○学校運営の反省と努力目標についての説明（四十分）

○訪問者の助言（四十分）
○質疑および懇談（四十分）

ロ 教科ごとの研究協議（一時間）

注 日程は各校において適宜作成のこと。
ム・ルームをふくむ）二時間、研究協議を二時間程度とすること。

五、資料の展示

○当日の研究協議に必要と思われる諸表簿と訪問者の閲覧に供するため校長室にて展示すること。

イ 学校教育法施行規則第十五條に示された諸表簿のうち指導要録・身体検査票・備品台帳等

ロ 高等学校学則第九條、第九條二〇に示された諸表簿および資料

ハ 教科指導に関する諸表簿および資料

ニ 生徒指導に関する諸表簿および資料

六、事前の準備

イ 学校運営の反省と努力目標について

○各学校の運営の反省とさきに示した「昭和三十二年度学校教育指導上の努力事項」にもとづき設定した努力目標について、その実施計画と実績を各分担に従つて説明する

○訪問者の助言指導（三十分）
○学校管理経営・学力の充実・生活指導・教職員の資質の向上について

○訪問者の助言（三十分）
○学校管理経営・学力の充実・生活指導・教職員の資質の向上について

関する所見をまとめておく（訪問者および全職員に配付できるよう印刷しておること）

○訪問者、参加者に配付するもの

○指導案（別に示した例により当日の授業、ホーム・ルームについて作成すること）

○学校要覧

○その他必要な資料

ハ 実施校の教職員はあらかじめ分担をきめて、授業に支障のない限り、各教科の授業、ホーム・ルーム等を参観し、それぞれ教科ごとの研究会に出席する。

七、記録の提出

学校訪問記録（当日の実施事項、研究協議事項についての記録を作成し、各学校の努力目標等の資料を添付の上一部学校教諭課長に送付すること

昭和三十一年度県立学校訪問実施一覧

五・一二 安 女
五・一三 安高農業部（大槻）
五・二三 安 高
五・二三 郡山工業
五・二三 安積第二

六・二〇 平 工 業
六・二一 四 倉
六・二二 相 高（夜間）
九・二五 一〇・一 小高農工
九・二六 一〇・二 富岡農業部（富岡）
一〇・二 浪 江
一〇・三 相馬農業
一〇・四 相高農業部（新地）
以上三〇校

生活指導については、生徒指導主事の設置、ならびに各地区における連絡協力体制・自主的研究組織の強化によって、各学校の運営の反省とさきに示した「昭和三十二年度学校教育指導上の努力事項」にもとづき設定した努力目標についてその実施計画と実績に着々成果をあげつつある。

一、昭和三十二年度努力事項

学校教育指導上の努力事項の一つとして、「生活指導の徹底」をあげ、指導お